

年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日

三寫様式 (日本銀行規程別列七号)

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

注 意 事 項

1. 本証明書は帯に捺印すること。
2. 警察官、警察委員、外国人の委任若しくは主事、食糧の配給に關する業務に從事する警官、海軍上保安官又は入國警備官の請求があるときは本証明書を呈示すること。
3. 本邦を退去するとき、外国人として、また、また又は死亡したときは、本証明書を戻置すること。
4. 登録事項の変更があつたときは、変更の登録申請をすること。
5. 届期期間満了前一箇月以内には居住地の市区町村長に送附して新登録証明書の交付を請求すること。

國 籍 兼 職 業

出生地 國 年 月 日

生 年 月 日

世帯主の氏名

届 効 期 間

自 昭 和 年 月 日 至 昭 和 年 月 日

寫 真

警察 長

○ 同欄に記入し、裏に捺印し、裏紙に捺印し、封紙に入れし。

居住地址変更登録申請書 (NOTICE OF CHANGE OF ADDRESS)

市 区 町 村  
 (TOWN AND VILLAGE)

受 付 番 号  
 年 月 日  
 昭 和 年 月 日  
 登 録 原 日  
 未 登 録 日

登録証明書番号 /  
 (NO. OF REGISTRATION  
 CERTIFICATE)

氏 名  
 (NAME)

國 籍  
 (NATIONALITY)

性 別  
 (SEX)

変 更 日  
 (DATE OF CHANGE)

月 日  
 年 月 日

N O

居住の場所  
 (RESIDENCE)

姓 名  
 (NAME)

國 籍  
 (NATIONALITY)

性 別  
 (SEX)

変 更 日  
 (DATE OF CHANGE)

月 日  
 年 月 日

世帯主の氏名  
 (NAME OF HOUSEHOLDER)

世帯主との関係  
 (FAMILY RELATION)

上記の通り居住地址変更の登録を申請する  
 I HEREBY APPLY FOR THE REGISTRATION OF  
 CHANGED ADDRESS AS ABOVE

登録証明書番号 NO. OF REGISTRATION CERTIFICATE	氏 名 (NAME)	國 籍	性 別	変 更 日 (DATE OF CHANGE)	月 日 年 月 日
変更年月日 DATE OF ALTERATION	氏 名 (NAME)	國 籍	性 別	変 更 日 (DATE OF CHANGE)	月 日 年 月 日
変更事項 MATTERS TO BE ALTERED					
居住場所 (ADDRESS)					

上記の通り変更の登録を申請する  
 (I HEREBY APPLY FOR ALTERATION OF REGISTRATION)  
 昭和 年 月 日  
 申請人  
 (DATE) (APPLICANT) (SIGNATURE DR. SEAL)

注意 (NOTICE) ※印のあるところは記入しなさい  
 (DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

別記第四号様式 (日本標準規格) 別記第五号様式 (日本標準規格)



別記 第六号様式(日本標準規格)と同一  
 本規之引替は、自前登録証明書之交付より

外国人登録証明書  
 受付申請済証  
 印

受付番号	昭和 年 月 日
申請人氏名	
住所	
職業	
事由	
備考	
受付印	
受理印	

登録証明書 交付申請書  
 (APPLICATION FOR ISSUANCE OF REGISTRATION  
 CERTIFICATE)  
 市区長  
 町村長  
 (TO MAYOR/HEAD OF WARD/TOWN  
 AND VILLAGES)

登録番号 (REGISTERED) No	氏名 (NAME)	種別	住所
		交付年月日	登録年月日
登録場所 (PLACE OF REGISTRATION)	現居住所 (PRESENT ADDRESS)	家族関係 (DATE OF BIRTH)	家族関係 (FAMILY RELATION)
本世帯の氏名 (NAME) OF HOUSEHOLDERS		本世帯との関係 (FAMILY RELATION)	

I HEREBY MAKE APPLICATION FOR ISSUANCE OF  
 THIS CERTIFICATE AND I HEREBY MAKE  
 APPLICATION FOR REGISTRATION OF

(表)

身分証明書

氏職名

右の者は昭和二十二年五月二日勅令第一七七号外国人登録令第十條の規定  
 により登録証明書その他の文書の提示を請求する権限ある官(公)吏である  
 ことを証明する  
 年 月 日

発行者

印

別記第七号様式

外国人登録令 (抄)

第十條 外国人は、常に登録証明書を持し、外務大臣の定める官公吏の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

外国人は、外務大臣の定める官公吏の請求があるときは、旅券、国籍を証明する文書その他登録証明書の正当な所持人であること又は登録証明書に記載された事項の真実であることを証明するに足る文書を呈示しなければならない。

第十三條 (抄) 左の各号の二に該当するものは、一年以下の懲役若しくは累犯又は一万円以下の罰金に処する。

五 第十條の規定に違反して登録証明書を携帯せず又は登録証明書その他の文書の呈示を拒否した者

外国人登録令施行規則 (抄)

第八條 令第十條に規定する官公吏は、これに及ぶものとして定める。

登録証明書は、旅券、国籍を証明する文書その他登録証明書の正当な所持人であること又は登録証明書に記載された事項の真実であることを証明するに足る文書を呈示しなければならない。

外国人の登録又は登録管理は、昭和十七年法律第四十五号第一條の主要食糧の取締りに関する

職業

氏名

年 月 日生

右の者に対し外国人登録令(昭和二十二年勅令第百七号)第十六條の規定により左記によつて本邦外に退去を強制する

記

- 一 退去強制の時期
- 二 退去強制の理由

昭和 年 月 日

入國審査官

執行者

印 印



別記第九号様式

外国人退去強制令書

国籍  
居住地

職業

氏名

年 月 日 生

右の者に対し外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十七條第項の規定により  
左記によつて本邦外へ退去を強制する

記

- 一 退去強制の時期
- 二 退去強制の理由

昭和 年 月 日

入国審査官

TOWN AND VILLAGE

登録番号 (REGISTERED) 氏名 (NAME)	系	号	交付	年月日	号
			昭和	年	月
登録場所 (PLACE OF REGIS- TRATION)	現居住居所 (PRESENT ADDRESS)	生母との氏名 (NAME OF HOUSEHOLDER)	生母との続柄 (FAMILY RELATION)	出生年月日 (DATE OF BIRTH)	年 月 日

上記の通りにつき登録証明書の交付を申請する  
REGISTRATION CERTIFICATE FOR ISSUANCE OF  
昭和 年 月 日  
申請人 (APPLICANT) (SIGNATURE) 印

注意 (NOTICE) ※印のあるところは記入しなさいと  
(DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

交付	年月日	号
昭和	年	月
申請人氏名	年 月 日	

御名御筆

昭和二十五年七月十一日

内閣総理大臣 吉田

茂

政令第二百二十七号

北緯三十度以南の南洋諸島に本籍を有する者の渡航制

内閣は、南洋諸島に本籍を有する者の渡航制

和二十年勅令第五百四十二号に基き、この制令を制定する。

第一條 北緯三十度以南の南洋諸島（口之島を含む）に本籍を有する者は、当分の間、運合司官の承認を受けなければ、

別表に定める地域以外の地域から同表に定める地域に渡航しては、

（罰則）

第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁

第三條 又は三万円以下の罰金に処する。一年以下の懲役若しくは禁



刑罰法の特令  
外国人登録令  
昭和二十二年勅令第二百七号  
第一十五條

第四條 刑罰法の特令  
外国人登録令  
昭和二十二年勅令第二百七号  
第一十五條

第五條 出入国管理庁長官は、第一條の規定に違反した者に対し、  
退去を強制することができる。

第六條 出入国管理庁長官は、出入国管理庁長官の定める  
と前項の規定による退去の強制は、出入国管理庁長官の定める  
退去強制令書の執行に退去強制令書を交付して行う。

第七條 前條の規定は、陸上においては、入国警備官が海  
上においては、海上保安官がそれれが執行する。

第八條 警察官又は警務吏員は、前條の退去強制令書の執行をする  
ために必要を認めるときは、前條の退去強制令書の執行をする事が出  
来る。

第九條 附則  
この制令は、公布の日から施行する。

第十條 この制令は、公布の日から施行する。但し、同條に定める範囲内  
に於いては、施行前におこなつた行為をした者の処罰  
に於いては、施行前におこなつた行為をした者の処罰  
に於いては、施行前におこなつた行為をした者の処罰